

平成27年度 第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

議事録

1 日 時 平成27年10月29日(木) 午後2時30分～午後4時10分

2 会 場 千葉市総合保健医療センター4階 会議室

3 出席者

【委員】松菌会長、土屋副会長、森山委員、岡本委員、神山委員、高野委員、高山委員、玉井委員、余語委員、入江委員、佐々木委員、住吉委員、武井委員、松崎委員

※16名中14名の委員が出席

【事務局】保健福祉局 岡部次長

保護課 市原課長、南不正受給対策室長、豊田主査

※傍聴人なし

4 会議経過

(1) 開会

○事務局(豊田主査) ただいまから、平成27年度第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます、千葉市保健福祉局保護課、豊田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めにご報告ですが、当審議会は、千葉市社会福祉審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は委員総数16名のうち14名の出席をいただいておりますので、会議が成立していますことをご報告申し上げます。

また、この審議会は千葉市情報公開条例第25条の規定により公開となりますので、ご承知おき願います。

それでは、机の上に配付しております資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

初めに、千葉市保健福祉局次長の岡部より、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

(2) 千葉市保健福祉局次長挨拶

○事務局(岡部次長) 皆さん、こんにちは、局次長の岡部でございます。いつも千葉市の保健福祉行政にご協力いただきまして、ありがとうございます。

既に10月29日ということで、もう今年も半分過ぎまして、11月になろうとしているときに、第1回地域福祉分科会を開催するということでございます。昨年は地域福祉計画のご審議をいただきましてありがとうございます。既に、市と社会福祉協議会双方にとりまして、この計画に基づきましていろいろな課題に取り組んでいるところでございます。

ただ、地域福祉を取り巻く課題は次から次に新しい問題が出てくるということで、既に新しい課題も出てきています。現在、千葉市では高齢者施策に関して中長期の指針を

つくるという作業をしております、別の分科会で昨日も議論したところでございます。この中でも、地域福祉に関する課題はいっぱい出てきておりますので、引き続き、落ちつかないんですが、腰を据えて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はホームレスの支援計画についてご審議をいただきます。後から詳しくご説明いたしますが、平成19年に初めて指針という形でホームレスの対策を取りまとめたところでございます。19年というともう既に10年近く、8年前ということにして、今といろいろな意味で環境が随分違っていったというふうに思います。ホームレスを取り巻く環境というのは、まず一番大きくは経済情勢が変化すると大きく影響してくるということでございます。端的に申しますと、景気がいいときにはあまり見られないのですが、悪くなるとよく見られる。過去にはそういう傾向があったかと思っております。ただ、最近では、生活保護や介護保険等の公の制度が対応する部分が少し増えてきたということで、そちらの動きにも合わせて、ホームレスを取り巻く環境も状況が変わってきているということかと思っております。

特に、最近では無料低額宿泊所という存在がございまして、これはホームレス等の家のなくなった方に対して一定の役割を果たしているということでございますが、この施設自体がいろいろな種類のものであって、中にはいわゆる貧困ビジネスの批判を浴びるようなものも、どこというわけでは当然ないですがございます。ここについては、これからの適切に対応していかなければいけないということでございます。本日、特に平成19年から無料低額宿泊所の新しい届出を止めていることについて方針を変えたいと考えておりますので、大きな課題としてご議論いただきたいと思います。

ホームレスは非常に複合的な課題でございまして、各種社会制度、福祉なり社会保険なり、それぞれが適切に対応していくことは当然ですが、その谷間に落ちた方々であるという観点から、ホームレスに特に焦点を当てた対策も重要かと思っております。ホームレスの自立支援の観点から、千葉市といたしまして全体にバランスのとれた施策を講じていくことが大切だと思っております。本日は千葉市の福祉関係の各層を代表される方々、委員に来ていただいておりますので、できる限り専門のそれぞれのお立場からの有益なアドバイスをいただきまして、より実効性のある計画をつくっていきたいと考えております。本日はちょっとヘビーな案件ではございますが、活発なご議論とご審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

(3) 新任委員紹介

○事務局（豊田主査） 続きまして、今回の会議より新しく委員に選任されました方々の紹介をさせていただきます。

恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方は、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

初めに、千葉市議会議員・保健消防委員会委員長、森山和博委員。

○森山委員 森山和博でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（豊田主査） 続きまして、千葉市地区部会連絡会代表、岡本博幸委員。

○岡本委員 岡本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（豊田主査） 続いて、千葉市町内自治会連絡協議会、武井雅光委員。

○武井委員 武井でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（豊田主査） 以上でございます。

それでは、ここからの進行を松菌会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（４）議題「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第２次実施計画（案）について」

○松菌会長 会長を務めます松菌でございます。

今回は、皆様にホームレスのことについてお知恵を拝借してということになります。私自身は、研究対象として大阪他の地域でホームレスや都市貧困の調査をしたことがあります。今回ここで審議していただくのは、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に定義されている、公園や駅等の公共の場所で故なく起居をしている人というふうには法律的に定義されている方々がホームレスと数えられていて、それに対する行政としてどのような対策をするかという部分になると思います。実際には、何で地域福祉専門分科会という感じはあるんですけども、大きく言えば貧困問題の中の一部が地域の中で見えてくる部分をどういうふうにか考えるかということについて、いろいろなご専門の立場からご意見を伺って、千葉市にとってよりよい計画になればと思います。

先ほど次長が「家がない」という言い方をされましたが、ホームレスはハウスレスではなくてホームレスなんですね。ホームとハウスをどう考えているかということなんですけれども、どちらかという関係が切れているんですね。ホームというべき関係が切れているということがとても大事で、それは裏返してみれば、地域福祉専門分科会が目指してきた支え合いというところから漏れている人々というふうにか考えて、いろいろな形でこの地域の中で、千葉市の中でどういうふうにか支えていくかというふうな視点を盛り込めればいいのではないかなと私としては思います。行政計画ですので、どこまでできるかは、今後の検討を尽くしていきたいと思います。

ちょっと変な挨拶ですが、どうぞ皆様のご協力をお願いいたします。

これからは座ってやらさせていただきます。

続きまして、議題に入ります。

その前に、本日の会議の全体的な流れを説明いたします。タイムスケジュールのほうをご覧ください。まず、ここから４の議題に入りまして、（１）千葉市ホームレスの自立の支援に関する第２次実施計画（案）についてのところからですが、今回の会議では、事前に事務局より各委員宛に計画の案が送付されていると思います。最初に計画案について、事務局が作成した資料により説明いたします。その後、委員からのご意見を伺いたいと思います。次に、議題（２）ということで、今後のスケジュール等について事務局よりご説明を申し上げます。その後、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

それでは、まず議題（１）千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第２次実施計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（市原課長） 事務局である保護課の市原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、会長のほうからもお話がありましたように、委員の皆様には事前にこの資料の第

2次実施計画（案）を送付させていただいておりますので、この場では資料の中の資料1というA3の概要版を通して説明させていただきたいと思っております。

まず、第1章の計画策定の趣旨及び計画期間というところです。国のほうでは、冒頭のお話にもありましたけれども、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定いたしました。また、同法の制定を受けて、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」というものを策定しております。さらに、経済社会の構造的な変化を踏まえた中で、生活保護に至る前の段階の自立支援を強化するという目的で、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、今年の4月から施行されているといった状況がございます。

本市におきましては、これらの法律・基本方針等を踏まえた中で、先ほど次長からもありましたが、平成19年3月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する指針」、そして、平成23年4月に「ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」という現計画を策定いたしまして、市の状況に応じた自立支援策を実施してきたというような経緯がございます。実施計画を策定して、市内のホームレスは、平成23年1月で55名を確認していたんですけども、今年の8月では36人というような減少傾向にある一方、毎年新たなホームレスが確認されていて、不安定な雇用情勢の中で仕事や住まいを失って、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方々が潜在的に多くいる状況があるのかなというところがございます。

第2次実施計画につきましては、国の基本方針の改正が今年の3月に行われたことや現実施計画の実施状況における施策の進捗状況を踏まえた中で、本市のホームレスの実態に応じた施策を実施して、その自立を総合的に支援するために策定するというものがございます。

計画期間につきましては、来年度である平成28年度から平成32年度までの5年間を予定しております。ただし、期間内におきまして社会情勢の変化や計画の実施に多大な影響を及ぼす変化があった場合は、必要に応じて見直すということにしております。

次に、第2章「ホームレスの現状」ですが、市内のホームレスにつきましては、平成11年度から19年度は110人前後で推移しておりまして、今年8月の調査では、先ほど申しましたように、36人のホームレスが確認されており、近年は着実に減少してきているといったところがございます。市内のホームレスの実態につきましては、年齢的には50歳以上の男性が多くなっておりまして、ホームレスになった理由につきましては、倒産、失業や仕事減等の経済的な理由が多くなっているといったところがございます。

本編のほうはご覧になっていただいていると思いますが、5ページから8ページに実施した調査の結果等を取りまとめさせていただいております。

次に、第3章「ホームレスの施策の実施状況と評価」ですが、現計画におきましては、保健、福祉、住宅、就労等様々な分野にわたって、総合的な相談・支援体制の確立を図ってきたところがございますが、その中には、ここに書き出しております9項目の取り組み、1つはホームレスの継続的把握、2つ目に生活に関する相談・援助等、3つ目に安定した居住の場所の確保、4つ目に保健及び医療の確保、5つ目に就業の機会の確保、6つ目に緊急的援助、7つ目に緊急一時宿泊事業（シェルター）、それから、8つ目にホームレスの人権の擁護、9つ目に無料低額宿泊所への対応、ということで現計画に取り組んでまいりました。

この各取り組みにつきましては、全般的におおむね実施できたものという評価をしておりますが、新たな課題といたしまして、ホームレスとなることを余儀なくされるおそ

れのある人に対する相談・援助体制の構築の必要性、無届の無料低額宿泊所の増加による指導実施の必要性などが挙げられてきております。

次に、第4章「第2次実施計画の基本的な考え方」というところでございます。基本目標といたしますのは、「ホームレスの人々が自らの意思で安定した生活を営み、ホームレスの状態から脱却できるようにするとともに、地域社会とのつながりを形成し、自立した生活に定着できるようにする」と定め、この目標達成のための視点といたしまして、「ホームレスが抱える複合的な課題に寄り添い、ともにその解決を目指す。」、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人の早期把握に努め、積極的な支援に取り組むことで、ホームレスとなることを未然に防止する。」、「関係機関や民間団体等との連携を図り、さらに強化し、チームアプローチによる支援を推進する。」といったところでございます。

次に、第5章「計画を推進する主な取り組み」ですが、1つ目が継続的な把握と個々の状況に応じた相談・支援では、効果的なホームレス施策の実施のために、実態を継続的に把握して、個々の状況に着目したきめ細かな相談・支援を行うための取り組みとして、自立相談支援事業を通じた現状把握、保健福祉センター・公園等の施設管理者や警察等の関係機関との連携による概数調査の実施、保健福祉センター等の関係機関との連携による夜間巡回相談の実施、公園等施設管理者と連携した公共施設の適正利用の確保、個々のホームレスごとのシートを作成による個別支援といったようなことがございます。

2つ目の安定した住まいの確保では、ホームレスが自らの意思で自立した生活を送るため、ホームレスの状態等に即した住まいを確保し、安定した生活を営むための取り組みとして、相談支援員等は、自らの意思でアパート等の住居で生活することを望むホームレスに対して、保証人が不要なアパート等の情報の収集及び提供などの支援を行います。また、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の対象要件に該当すれば、その活用も促します。また、心身の状況等から単身生活が困難と思われる場合につきましては、保健福祉センター内の関係機関と連携して、入所・入居先の確保についての支援を行います。それから、アパート等に入居後は、相談支援員やケースワーカーによる訪問面接によって、再びホームレスの状態に陥らないような多面的なフォローを行っていくといったような取り組みでございます。

3つ目の保健及び医療の確保では、ホームレスの健康を維持し、必要なときには医療機関を適切に受診する支援としての取り組みといたしまして、相談支援員等は保健福祉センター内の関係機関と連携しながら心身の状態把握に努めて、結核の疑いのある方への必要な支援や無料低額診療施設の活用が図られるような周知を行っていきます。また、アパートに入居したホームレスに対しては、保健福祉センター内で連携を図り、適切な保健衛生指導等を実施し、健康的な自立生活に向けた指導を行っていくといった取り組みでございます。

4つ目の就労自立に向けた支援では、就労に向けた取り組みを行うホームレスにつきましては、個々の職歴やニーズ等に応じて関係機関と連携して、安定した雇用先を確保するための支援としての取り組みを行っていくこととしておりまして、相談支援員等は、意欲のあるホームレスに対しては、千葉市ふるさとハローワークや千葉市自立・就労サポートセンターの相談窓口の周知を行っていきます。また、事業者等に対する千葉市ふるさとハローワークの取り組みを啓発していくといったことに取り組んでまいります。

5つ目のホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援は、現実実施計画にはなく、第2次計画での新項目となります。ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人について、ホームレスとなることを予防する観点からの取り組みを

行っていきます。ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人に対して、積極的な相談等の実施と各種自立支援策の活用を促進していくといったようなことをご

います。6つ目の緊急的援助では、ホームレスのうち栄養状態や健康状態の悪化、定まった居住を喪失する等、不安定な居住環境にあり、緊急的な援助を必要とする場合の取り組みといたしまして、相談支援員は緊急連絡先となる機関の情報を周知していきます。食料が不足している者に対しては、民間支援団体と連携し、必要に応じて非常食を配布していきます。洪水等の災害が予測される場合等におきましては、相談支援員が危険性の周知を行って避難等を促していきます。離職等で住宅を喪失した人への対策である、一時的な居場所の確保につきましては、一時生活支援事業（シェルター事業）等の活用を検討していくといったことをご

ざいます。7つ目のホームレスの人権擁護では、ホームレスが偏見・差別の対象となることの防止とその人権擁護のための取り組みとして、地域住民が集う機会を通じて、ホームレス等の人権尊重・啓発や無料低額宿泊所における実地調査等により入所者の尊厳が確保されるように努めていくというところでございます。

8つ目の無料低額宿泊所への対応では、次長の挨拶の中でもございましたが、この取扱いについては方向転換をする部分がございます。市内の無料低額宿泊所での居宅移行の支援や自立の支援に向けた取り組みといったものが必ずしも十分には機能していないということがございます。無届の無料低額宿泊所の類似施設が増加してきているといったことから、入居者であるホームレスの適切な処遇及び自立促進のために、無料低額宿泊所の届出受付を平成28年度から再開していきます。また、無料低額宿泊所ガイドラインの改正やそのガイドラインに基づき施設に対する厳格な指導をしていきます。それから、全無料低額宿泊所に対して、適切な施設運営や自立支援の取り組みに関する指導を行っていきます。

最後の9つ目の支援体制の構築では、ホームレスの自立の支援を推進していくために、庁内外の関係機関との連携体制を構成していくための取り組みということで、庁内におきましては、ホームレスの問題に関する共通認識を持つとともに、自立支援策を連携して取り組むホームレス問題連絡会議がございます。これは従前から設置しているところですが、今後も引き続き設置し、計画の推進に向けた検討を行っていくといったところでございます。それから、庁外におきましては、国・県との連携、社会福祉士会、社会福祉協議会、ホームレス支援団体等の民間団体との協働についての検討を行っていくといった取り組みを考えております。

第2次実施計画（案）の概要の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○松園会長 はい。続けて、資料3についてお願いします。

○事務局（南室長） 保護課不正受給対策室の南と言います。無料低額宿泊所の届出受理再開について補足の説明を私のほうからしたいと思います。恐れ入りますが、資料3をご覧ください。

まず、1の現状のところでございます。先ほど次長の挨拶でもありましたように、千葉市では新規の無料低額宿泊所の届出の受理を平成19年から行っておりません。理由といたしましては、現在、市内のホームレスの数が年々減っているということと、無料低額宿泊所の利用人数・定員といったものを勘案いたしまして、現在の無料低額宿泊所

の数でも十分足りるだろうということで、現在、無料低額宿泊所の届出の受理はしていないという状況でございます。これにつきましては、現実施計画でもそうですし、その前の「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する指針」においてもそのように記載させていただいております。

2の課題のところですが、そういう状況の中で幾つかの問題が生じてきてまして、無料低額宿泊所の届出の受理を再開しなければならない、そういったことを検討しなければならないという状況になってまいりました。

まず1つ目として、無届の無料低額宿泊所が増加してきていることがあります。下の表をご覧くださいと、平成27年度で26施設となっており、そのうち被保護者が1,009人という状況になっております。こういった施設に対して、今後届出をさせて、その施設に対して、現在届出をしている施設と同様に年1回立入調査を行う予定です。この立入調査は、我々と消防、建築と合同で立入りを行っておりますが、同様に無届の施設についても、今後届出をさせてこのような立入調査をして、施設の設備や運営についてきちんと指導していくということが必要になってまいりました。

それから、2番目の問題としまして、国のほうでも無料低額宿泊所に対する指針を出しておりますが、これが設備、運営基準が強化され、今年度7月1日付けで改正されました。その中で、無届の施設については届出を励行するようということが明記された状況でございます。

3つ目として、この無料低額宿泊所事業というのは届出制になっておりますので、届出を受理しないということは行政手続法上違法ということになりまして、千葉市は違法状態にあるということでございます。

そして、4つ目として、千葉市は無料低額宿泊所事業の届出制を許可制にして、設置基準や運営基準等を法で規定してくださいということを、国にここ数年ずっと要望しておりますが、改善する見込みがありません。こういった理由によりまして、届出受理の再開が必要ではないかということで、次の3の方針（案）ですが、平成28年度から、無料低額宿泊事業等の届出受理を再開しまして、社会福祉法に基づく立入調査を行って、施設の設備及び運営について指導をしていきます。併せて、ホームレスを含む施設に入っている入所者に対して、居宅移行支援や就労等の自立支援を施設が行うように、指導をしてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○松菌会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、ご意見・ご感想がありましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

なお、整理するために、最初にご説明のありました第1章「計画策定の趣旨及び計画期間」から第3章「ホームレス施策の実施状況と評価」までの、現状をどういうふう見て、現実施計画を評価するかということまでで区切らせていただき、それから、第4章「第2次実施計画の基本的な考え方」以降についてご意見をいただきたいと思っております。第3章までのところで、このような形で進めてきたことの問題点の認識を共有してから次に行きたいと考えます。

それでは、挙手の上、ご意見をお願いいたします。

○武井委員 これを読ませていただいて、まず最初に感じたのが、千葉市としてこの実施計画がどういう位置づけなのかなというところが非常に疑問に感じました。というの

は、千葉市の基本計画の中にもこのあたりは定められていないように思いますし、これの上位計画ということになると地域福祉計画かなと思いますが、私の知っている範囲ではその中にもほとんど触れられておりません。先ほど次長のご挨拶の中でも、全体のバランスに沿った施策をすることが重要だということも言われていましたけれども、千葉市としてどういうふうにするんだというような面が、他の計画や上位計画との関連がよくわからない。これだけ突出的にぽっと出てきているようなイメージが非常に強いので、なぜ基本計画や地域福祉計画の中にこういうものが入らないのかというようなところからお聞きしたい。

○事務局（市原課長） 実施計画に関して、上位計画等他の計画との関連はというご意見だったと思うんですけども、この実施計画ができましたのが、国の時限立法である「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の中でやってきたというような経緯がございます。先ほどおっしゃられたような地域福祉計画や他の計画との直接的な関連や位置づけはないのですが、今般、「生活困窮者自立支援法」が4月に施行されまして、生活困窮者の概念の中でホームレスというものが取り込まれてきておりますので、今後、ホームレスにつきましても、他の体系的なものに関連した中で考えていかなければならないということにもなってくるのかなと思っていますところでございます。ただ、現状は特に他の計画との整合性や取り組みの関連性につきましては、ないような状況であるというのは確かでございます。

○松崎委員 地域福祉計画の中に位置づけられていますよね。地域の住民にある生活困窮ということで、地域福祉計画の中にちょっと入っていると思います。

○事務局（市原課長） そうですね。おっしゃるとおり地域福祉計画の中にホームレス対策という取り組みが掲げられております。

○松崎委員 地域福祉計画をつくるときに、地域の助け合いとか地区部会というときに、計画づくりのほうはどうもそちらのほうに関心がいったんですけども、よく読みますと、ホームレス等の生活困窮者の問題というのは地域福祉計画の中に盛り込まれているんですね。私もどうして地域福祉計画なのかなということちょっと考えたんですけども、よく読んでいただくとちょっと入っていると思います。

○松蘭会長 次長さん、どうぞ。

○事務局（岡部次長） すみません、ちょっと補足させていただきます。地域福祉計画自体は非常に幅のある計画、つまり自治体の裁量というか、方針によって中身は大きく変わるといってございます。それが例えば介護保険計画とか障害者福祉計画と違うところです。昨年作成しました千葉市の地域福祉計画は、何箇所かパーツに分かれていますので、それぞれ役割がありますが、今回の計画では特に地域において助け合いを広めていくというところに一番重点を置いております。つまり、福祉政策を全部ではなくて、住民の助け合いに行政や社協が組み合わさって地域力を高めていくというところに焦点を置いたというところでございます。

そういう観点から、直接その部分においてホームレスについて正面から言及したものはありませんが、市の福祉に関する各種施策の取り組みのところではホームレスについて

少し触れているところがあります。先ほど課長が言いましたとおり、生活困窮者自立支援事業は、まさに他とのつながりを失うとか、収入を失うとか、家を失うとか、地域において暮らしていけなくなるような人が出ないようにすると、そこに落ちてしまう前に救うための施策として位置づけられておりますので、そういう施策が十分に機能すれば、そもそもホームレスの方というのは生まれないということになります。

先ほどご説明いたしましたとおり、ホームレスに対して直接対応していくという施策が非常に多いのですが、当然ながら社会福祉の一番根っこにある部分というのは、対ホームレスだけではなくて、そうならないようにする。数的にはそのほうが多いと思いますが、そういう施策を中心に広げているということで、関係といたしましては、こういう説明が適切かどうかちょっと自信ないところもあるんですが、各種福祉、例えば高齢者とか障害者とかそれぞれの分野の行政計画があるということ、それから、今回の地域福祉計画というのはそれを横につないで、地域における力を高めていくというところに焦点を当てています。

先ほどご説明しました今回のホームレスの計画というのは、それを補足していくということになります。今までの他の計画は当然ホームレスに焦点を当てたものではございませんので、各種の計画だけでは対応できない部分について補完していく関係で、ホームレスの計画をつくるというふうに理解しております。そういう意味では、これがないと特にホームレスに焦点を当てた計画がないということになりますので、これだけでも駄目なわけです。ホームレスの計画とこれまでにつくってきました計画と合わせて、ホームレスに関連する政策全体を形作っていくというふうに理解しております。

○武井委員 今いろいろお話がありましたが、少なくとも地域福祉計画の中で、ホームレスに関してこういう施策をして、こうしようというところが出てくるかというのと、私の記憶の中ではそういうのがありません。それがあれば、そこの位置づけを明確にすればいい話だと思う。

併せて、なぜそんなことを言うかと言いますと、ある程度長期的視点に立ってどういうふうにしていくかというところがないと、後のほうに入っちゃうかもしれないけれども、ホームレスの数は減りました、それはいい方向に行きました、でも、内容をよく見ると、無料低額宿泊施設みたいなどころに入っている人が増えて、生活保護を受けている人がどんどん増えていますねと。そちらのほうに流れただけですから、それはいいことですか、悪いことですかと。

というのも、基本計画のようなある程度長期的なものを考えて、将来的にこういうふうにしていき、その中の途中のステップとして、今はそういう形で、少なくともホームレスという形のはなくなって、簡易宿泊所なり何なり、そういうところに行って生活保護を受けてでも、一応そういう形がなくなったというのが、あるステップがあって、それが途中のステップで、この次にはこうやっていきたいと思います。そうすれば、全体としてこういう流れの中でよくなりますよというのが、ある程度どこかの計画で見えるようになっている。そのうちのここに今いますと、だから、評価としても今これで進めていきます、次にこういうふうにやりましょうというところにつながっていくが、これだけ見ていると、対症療法的にこのものをこれへ、このものをこれというところだけで終わっていないか。

例えば、これからまたやると思うような、今言ったような形でホームレスは減ったけれども、無料低額宿泊所に入る人が増えて、生活保護を受けている人が増えました。それがいいことなんですか、悪いことなんですかというところにはいかないだろうか。それ

は、ある流れの中で、途中ステップでこうなのですよというところが見えるような計画がどこかにあって、それに向かってこれをやっているのであれば、確かにそのとおりになる、それでもちょうどいっているというのはわかりますが、それが無いということが問題というか、先が見えないような形になっていないかということです。そういうところを気にして、上位計画はどのようなかということをお願いしました。

○松菌会長 私がしゃべってしまっただけではいけないのかもしれませんが、確かに地域から見れば、見えるところにホームレスがいるかないかというところで地域の方は反応する。そのことに関して言えば、千葉市はここ何年かの中にそれなりの対策をとってきて、認められていないかもしれないけれども、先に行ってしまうけれども、無料低額宿泊所もどきがたくさんできてきたこともあって、どちらかという生活困窮者が見えなくなっているというのが地域からすれば現状で、それはある意味、社会的な排除という意味かもしれません。でも、その方々のほとんどは生活保護という形で福祉の制度に支えられてとりあえず生活できている。今、武井委員がおっしゃいましたように、ではその次どうするのかということをお考えなくないのかということだと思います。

法律の流れは、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法というふうにやってきましたが、いきなり自立支援はならなかった。生活困窮者自立支援法という形でより拡大された形になってきて、何らかの形で保護しただけではなくて、自立支援に向かっていくのだという、大きな法的な流れがあって、その中にこれを位置づけて捉えていこうと。ただ、それを、武井委員がおっしゃるように果たして地域福祉のエリアの中はどこなのかということについては、最初に次長のご挨拶にもありましたように、今ここに位置づけられて、この委員の方々に検討していただいているのは、多少位置づけ的に不明確である部分はあると思います。

ただし、ここでやらずにどこでやるという状態なので、この計画を決めて、それを見直しながらい位置づけていくということが、今やるべきことなのかなと。だから、長期的に見て生活困窮者自立支援法なり何かの枠組みの中に入れていくということで私はいいのではないかなと思って、この司会をお引き受けいたしました。

入江委員、お願いします。あまり私がしゃべっちゃいけません。

○入江委員 今の議論を聞いていますと、ご意見と質問が一緒になっている部分がたくさんあると思います。それから、用語の使い方が混乱していて、生活困窮者と生活保護者とホームレス、これは別のもののような議論になっていますけれども、これはお互いに移行体のある話。生活困窮者であるけれども、生活保護を受けてない人とか、ホームレスであるけれども、生活保護を受けてない人とか受けている人とか。これはファジーの議論なので、それを分けて議論する限り結論は出ないと思います。

○神山委員 すみません、1つお伺いします。先ほど来、人数ということが出ていまして、資料2の4ページに概数調査が出ていますが、この調査の方法、具体的にどういことをやって、この数字が出たのかというところを教えてください。

○事務局（市原課長） 概数調査につきましては、夏と冬の年2回をやっております。これは職員等が河川や公園といったホームレスが起居することが予測される場所において、目視で確認した数をここに記載させていただいているところでございます。

○**神山委員** 確認をしているのは昼ですか。

○**事務局（市原課長）** 目視で昼間に確認された数ということです。

○**神山委員** これは意見になりますが、夜間のいわゆるネットカフェ難民みたいな方、若い方が中心だと思いますが、そういった方が潜在的にかなりの数がいるのだろうということが予想されると思います。この現状の中ではホームレスの数が減っていると書いてはありますが、見えないところでかなりの数の方がいわゆるホームレスという状態で生活をしている可能性があるということをお頭のなかに入れておかなければいけないかなと思いましたので。これは意見として発言させていただきます。

○**松菌会長** どうぞ。

○**高山委員** 10ページの(2)の生活に関する相談・援助等の上から2つ目ですが、夜間の「移動型」がしっかり把握されていないと、36名という数があやふやになってくるのではないかという気がしますが、その辺はいかがですか。

○**事務局（市原課長）** おっしゃるとおり、昼間の目視ということで調査のことを話しましたが、夜間の調査においても、実数は少ないのですが、保健福祉センター社会援護課と千葉県社会福祉士会等と協力した中で、夏に1回、夜間の調査を実施しております。その際、千葉駅周辺の公園等を中心に回った中では、昼間にホームレスの巡回相談をしている中でも、聞き取り調査を実施していて、夜の起居場所が夜間の調査のときに確認できたということがございます。サンプルとしてはすこし少ないので、おっしゃるとおり、今後、夜間についてもどのくらいかという把握は必要になってくるのかなと考えております。

○**松菌会長** 高野委員。

○**高野委員** 要望ですが、これは円グラフがたくさん書いてあるが、N値が全然違います。これは10年間ぐらいの中での傾向を示しているのでしょうか。データはほかはないのでしょうか。N値を見ていくと、最初は104です。104ということは、この分析は平成18年以前のものであるのでしょうか。次はN値が112です。そうすると、これは17年前の話ですか。最後になってくるとN値が85となっており、どの辺のことを言っているのか。もしデータがあれば、どこかでわかりやすくしてあげるのが1つあります。もう1つ言えば、N値が少ないから、パーセンテージじゃなくて、人で表してもよいのではないか。例えば、N値が14なのに、7.1%と書くのではなく、1人とか2人と書けば、そのほうが素直だと思います。

○**事務局（市原課長）** 少し補足させていただきます。この円グラフの調査につきましては、先ほど言いましたホームレス巡回相談員が2名おりますが、相談員が毎日巡回している中で、お会いできたホームレスに聞き取った内容で、年次としましては、平成23年度から26年度までの間に初回面接でお話が伺えた方ということで、本編の5ページの上のほうに書かせて頂いております。そのような調査であって、年次系列的な情報は持ち合わせていないというのが現状でございます。

○高野委員 平成23年度に年齢のN値が104ということだが、平成23年度は44人しか確認できていないのではないかと。N値の母数が104ということはないのではないかと。

○事務局（市原課長） その年度ではなくて、この年度間に初回のお話が伺えた方ということで捉えておりますので、必ずしも一致はしません。

○高野委員 ホームレスじゃない人も含まれているということか。

○事務局（市原課長） いえ、ホームレスの方になります。4年間の中で流動的であり、お答えについても必ずしも皆さんがお答えをいただいているものではございません。

○松菌会長 委員のご希望は、こうやってグラフで示されると人数とかよくわからないとともに、不明だったものやホームレスとなった理由を答えてない人もいるだろうということだと思います。とにかく、全部円グラフで示してしまうと実態がよくわからなくなっていないかということをおっしゃりたいわけですね。少なくとも誤解されておりますけれども、パブリックコメントに出したときにわかりにくい図表のつくり方はよくないのではないかとということが一番大きなところで、データはわかりやすく表示したほうがよいのではないかとということです。どこが間違っているということは別にないと思います。

○高野委員 何しろ誤解を呼ぶといけないので、もう少しわかりやすくするほうが良いと思っただけです。

○事務局（市原課長） はい、わかりました。現実施計画の形を踏襲してしまいましたので、同じような見方のつくりとなってしまいました。申し訳ございません。

○松菌会長 少し作り直していただくと、これをパブコメに出したときに、本当にコメントいただきたいところじゃないところにコメントが来てしまうので、お願いします。

○高野委員 今回の調査に関係すると思いますが、巡回相談事業は巡回相談員がお2人いらっしゃるという話がありましたけれども、自立相談支援事業の内容と相談支援員はどういう方が担っているのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○事務局（市原課長） ホームレスの巡回相談員につきましては、今年度から施行された生活困窮者自立支援法の中に自立相談支援事業というものがございまして、その一環としてさらにホームレスの巡回相談も入ったというような位置づけになっております。ホームレスの巡回相談員は、ハローワークに求人を出しまして、市で雇い入れている非常勤の職員になります。前職は福祉関係の仕事をしていたという方がやられております。

○高野委員 その方が2名でやられているのですか。

○事務局（市原課長） はい。その方が2名で、保護課に所属しております。それから、自立相談支援事業ですが、これは生活困窮者自立支援法に基づいた自立相

談窓口として、千葉市の場合は中央区と稲毛区の保健福祉センターの中に「生活・自立仕事相談センター」という名称で、生活困窮者の相談を受ける窓口を設置しているところでございます。これにつきましては、それぞれ専門的な相談ができるようにということで、福祉の関わり合いが深い方たちがやられております。その窓口には、家計の相談や就労の相談も可能な方が配置されるような形でやっているとございます。

○松蘭会長 それぞれの窓口に何人いらっしゃいますか。

○事務局（市原課長） ホームレスの巡回相談につきましては、今申し上げましたように2名ということで、中央と稲毛の窓口につきましては、それぞれ5名とか4名という形でやっているとございます。

○松蘭会長 ホームレスのことだけをやっているのではなくて、生活困窮者の自立支援全般ということですね。

○事務局（市原課長） そうですね。

○土屋副会長 社会福祉協議会のほうで自立相談支援事業を中央保健福祉センターで受けておりますので、ちょっと代わってご案内をいたしましょう。

今、相談業務というのは必須事業ですが、これをさせていただいてまして、専属の職員は5名おります。対象者は、ほとんどが引きこもりというのでしょうか、親の年金を頼りに家の中に引きこもっているような方々が、やっとう重い腰を上げて相談に来る人がおります。こういう場合は、社会福祉協議会独自の生活福祉資金の貸付制度というのがありますが、こういうものと抱き合わせながら、こういう方をどうやってきちんとした正規就労につなげていくかという相談を受けます。そういう方々の多くは、日常の規則的な生活すらも身につけていない人が結構多くいらっしゃいまして、いわゆる決まった時間に起きてどうするというようなことも非常にルーズになっている方がいます。ですから、正規就労の前にまず1週間に1日でも、9時に起きて、1時間でもどこかへ行って何かやるとか、我々はそれを「中間就労」と呼んでいます。そういうことに結びつけて、そこである程度慣らした上で、1週間何時間働くと、そういうところまでやっています。非常に時間のかかる案件です。

もう1つの課題は、重い腰を上げて来ましたので、2回、3回と相談をやりますので、来てくださいと言うともう来なくなってしまうことや、そういう対象者をなかなか見つけにくいことです。引きこもっており、表では見つけられませんので、地域のお話を民生委員を通して、こういう方がいるよということ、職員がそこへ出向いていく。時間と効率はなかなか難しい事業ですが、そういう方々はたくさんいらっしゃいますので、重要な仕事でございます。

○松蘭会長 ありがとうございます。

だんだん、次のほうに入り込んでいるような感じになってきているので、少しまとめさせていただきたいと思っております。第3章のところまでで、現実計画の9項目の問題について、ここはできているということと、市のまとめとして、各取り組みはおおむね実施できたと評価できるが、実施してきた中での新たな課題として、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人に対する相談援助体制を構築することと無届の無料

低額宿泊所の増加による問題を次の計画の中に入れ込んで、第2次実施計画を策定したいという、この方針そのものは問題ないでしょうか。

○松崎委員 その前に質問ですが、17ページの無料低額宿泊所への対応のところ、定員というのはどういうふうに理解したらいいのかということです。それだけの人がこの無料低額宿泊所にいる、あるいは無低のキャパシティがそれだけあるというふうに理解したらいいのか、それを1つお尋ねしたい。

それから、無料低額宿泊所でそれまで届け出てない増えた数というのは、行政としては把握しておられるのか。なおかつ、そこが生活保護を受けている人は依然として90%いるような宿泊施設として存在しているのかどうか。その2点をお尋ねしたいと思います。

○事務局（南室長） まず、17ページの無料低額宿泊所の定員の考え方ですが、これはあくまで無料低額宿泊所のキャパシティの数でございます。ちなみに、平成27年度で言いますと、施設数が15施設で、定員が978人でございますが、利用者数が969人で、そのうち生活保護受給者が937人、約97%という状況でございます。

続いて、無届の無料低額宿泊所についての把握ですが、先ほどの資料3の表にございますように、千葉市としてはこのような数字を現在把握しておりまして、届出と同じようにそこに入居している方はほぼ生活保護受給者という状況でございます。

以上です。

○松崎委員 そうすると、26施設で1,009名というのが無届の状態でもあるということで、そして、17ページの定員978名というのは既に届け出ていて、そこにいる人ということで、合計すると約2,000人ということですか。

○事務局（南室長） はい、合わせるとその数字になります。

○松崎委員 その97%ぐらいが生活保護を受給しているということですか。

○事務局（南室長） はい、そういうことでございます。

○松崎委員 それからもう1つ、1宿泊施設当たりの規模は、例えば5～6人なのか、それとも100人くらいあるような規模なのか、その違いを教えてください。

もう1つは、そういう施設はどのようなものを利用して宿泊所という形で使っているのか。新しいものを建てているのか、古い施設を利用して宿泊所にしているのかお尋ねしたい。

○事務局（南室長） まず、届出の無料低額宿泊所の規模につきましては、千葉市のガイドラインでは50人以下ということでございますが、このガイドラインをつくる前に既にこの事業をやっていた者についてはそれ以上の施設もございます。

続いて、無届の無料低額宿泊所につきましては、規模はまちまちでございまして、数人のところから50人以上というところもございます。

それから、建物につきましては、届出も無届につきましても、俗に言う建築会社の飯場や企業の独身寮を買い取って、それを利用しているというものでございます。主にそ

ういったものを利用して事業を行っているという状況です。

○松崎委員 ガイドラインは50人ですか。

○事務局（市原課長） ガイドラインは50人です。

○松崎委員 千葉市が。

○事務局（南室長） はい。50人を超えないことということです。

○松崎委員 国の場合には30人ぐらいではなかったですか。

○事務局（南室長） 国のほうは特にそこまでは。

○松崎委員 そこまで細かいことは出てないですか。

○事務局（南室長） ええ、出ていないです。

○松園会長 ほかのご質問もありそうなので。高山委員、お願いします。

○高山委員 15ページのホームレスの人権の擁護というところですが、民生委員の研修会等の場を通じてホームレスの人権の啓発に努めますということを書いてありますが、民生委員の研修会というのはどの程度の民生委員がいて、どの程度参加された研修会なのか教えてください。

○事務局（市原課長） 民生委員は千葉市内の全域にいらっしゃいますが、区で研修会を民生委員さんが行われているという状況がございまして、その研修会の場にお邪魔させていただいた中で、生活困窮者自立支援制度が始まるに当たってのご説明と、併せてホームレスについても触れさせていただいているというような状況です。これまで4区で約700名の方にお話をさせていただいて、中央区と花見川区におきましては、来年の2月にまた研修会が予定されているということでございまして、その場をお借りしてお話をしたいと思っているところでございます。

○高山委員 わかりました。ありがとうございます。

○松園会長 高野委員、どうぞ。

○高野委員 実態把握に関してなんですけれども、ホームレスの中には少なからず障害を持った方、特に知的障害と言われる方がいるというふうに私は今まで認識していましたが、どこにも障害という言葉が出てこない。その辺は千葉市としてはどのように考えているのか、対策をとっていかうとしているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（市原課長） 障害について特出して触れてはおりませんが、先ほど言いましたように、ホームレス巡回相談等においてお話を伺う中で、障害がある・緊急性がある

という場合は、直接的に医療機関等につなげていくということを考えておまして、必要性があれば必ず対応をしていくということで考えております。

○高山委員 先ほど巡回相談員の方が2人で、ハローワークで相談事業に携わった方ということだったんですけれども、障害ということが理解できる方も相談員の中に数多く入れていかなければいけないのではないかと思います。

○事務局（市原課長） ご意見ありがとうございます。

○松園会長 入江委員、お願いします。

○入江委員 会長さんが最初に「議論を2つに分けて、前半・後半でされる」とおっしゃいましたが、今はもう後半に入っているようですが、後半でよろしいですか。

○松園会長 はい、よろしいです。

○入江委員 そうですか。では、後半について少し意見を申し上げます。先ほどの無料低額宿泊事業の定員等についての考え方ですが、これはどちらも4月1日現在の動き、何月何日現在の数なので、年間には出入りがありますから、これは実数でも延べ数でもなくて、ある時点の数と、そういうふうに把握されたほうが今後の議論が簡単だと思います。

それから、資料3の今後の話になって、届出をしていないところの取扱いを、なるべく届出をさせると。その目的は、届出を出させ、実数をちゃんとつかんで、内容について市も指導ができるようにすると、そういう受け取り方でよろしいでしょうか。聞いていますと、非常にひどい施設がたくさんあって、私の経験だと、定員が余っている、人がいなくなると、他の都府県に行ってホームレスを連れてきて、千葉市の生活保護を申請させて、しかも、その本人には3,000円ぐらいしかお小遣いを持たせなくて、あとの残りは全部その施設がとっているということです。

その後の入所者の実態を聞くと、ご飯とお味噌汁とお漬物2～3枚、あるいは、1食は出していないが、カタログには立派な食事の写真がついているとか、そういう実態があります。そういう待遇が非常に悪い施設は、無届の部分が多そうでありますから、さっきのお話だと届出を進めて、やや引いている感じもあるので、もう少し積極的に指導するような形をとっていただきたいなと思います。

それから、先程の高野委員からのご意見ですが、その点が私としてもよくわかる場所ですが、土屋副会長が言われたのと少し似ていて、ここは難しいところで、やる気がないのか、やる能力はあるけれども、だらんとやる気が全くなくなっているのか、最近話題になっております大人の発達障害みたいな部分、はっきり精神科的な病気とは分類できないけれども、そういうものがあるということです。これは調査の段階では、会った瞬間とか1時間2時間話したからといって、把握は非常に難しいのではないかと思いますので、高野委員のご意見のとおり、この辺は今後の取り組みが非常に大事だと思います。

以上です。

○事務局（南室長） ご意見ありがとうございます。無届の施設について、今、入江委

員からお話があったような劣悪な施設については、当然、生活保護を受給しておりますので、ケースワーカーがケースワークに行って確認はしておりますが、あくまでもケースワークの範囲になってしまいますので、今後はこういった施設について届出をさせて、我々が中に入って、あと消防も建築も入って、しっかりと指導していきたいと考え、今回、届出の受理を再開したいと考えております。

以上です。

○土屋副会長 1つだけ提案です。資料3において、課題の理由でいろいろ書いてありますが、平成19年当時、届出を受けないことにしようとした職員の人たちは、3の行政手続法上の違法状態等は当然知っていて、万策尽きて不転の決意でやったと思います。だけど、その効果が出なかった。だから、もっと素直に書けばよいではないか。

4は、別に国に要望したから、国が言うこと聞かないから届出をやるというのは、これは関係のない話ではないか。岡部次長がいらっしゃるけれども、国の人から見ればこれは言いがかりではないか。関係ないでしょう。もっと素直に書けば、誰でも理解はするのではないかと思います。

○事務局（南室長） ありがとうございます。確かに3については、当時、市は苦渋の選択をしてこういう状況にしたと思います。この当時、無料低額宿泊所がどんどんできてきたという状況がありましたし、これをまた新たに認めてしまうと、千葉市以外からの呼び水になってきてしまう。そういう当時の状況があって、恐らく当時の考えとして、苦渋の選択でこういう選択をしたという状況だと考えています。

以上です。

○松蘭会長 事情はおくみしますが、少し私からお聞きしたいのですが、平成23年度時点で無届の無料低額宿泊所類似施設が既に20施設あったということですか。平成23年度中に20施設できたわけではないですね。

○事務局（南室長） そうです。数を把握し始めたのが、平成22年度に国の調査がありまして、そこで初めて無届の存在というのがわかってきたという状況でございます。

○松蘭会長 その時、約600人の被保護者の方がいらっしゃるんですけども、その時点でも多くの方が生活保護を受給されていたと思います。だとすれば、保護を受けるために届け出た住所の場所が、無届施設であることは市にはわかっていたということになりますか。

○事務局（南室長） そうですね。当然、ケースワーカーが現地に行って確認をいたしますので、そこに多くの生活保護者がいるという実態は把握していたと、当然把握できると思います。

○松蘭会長 そうですね。無料低額宿泊所が十何箇所と、それと同じ数の無届施設があったということ、福祉のあるセクションではわかっていたが、そういう形で認可はしてこなかったということになりますよね。

○松崎委員 認可ではなくて。

○松蘭会長 ごめんなさい、届出を受理してこなかった。

○事務局（南室長） そういう状況でございます。

○松蘭会長 わかりました。
どうぞ。

○神山委員 今、届出をしてもらってという話がありましたが、少し気になるのが、届出をなさいと言って届出をするかなというのが少し心配です。届け出るのと届け出ないのとで何か違いがあるのか、そういったところを教えてください。

○事務局（南室長） まず、事業者側にとって届け出るメリットは、社会福祉法に則った社会福祉事業を我々はやっているということをオープンにできると。それ以外のメリットは恐らくないのではないかと思います。届出をすることによって、我々が立入調査をできるようになりますし、事業者にとってそれをメリットとするのか、デメリットとするのかは事業者側の判断ですが、そういうことだと思います。

○神山委員 2種事業なので、税金のことが多少絡んでくるのかもしれないですが、ちなみに、届出を受理しないという方針が出たのが平成19年4月で、これまでに届出をしたいという要望はありましたか。

○事務局（南室長） 去年・今年で1、2件耳にはしておりますが、当時判断した理由を説明すると、ある程度納得をしていただいていた。

それから、先ほどの届出してくれるかどうかですが、まずはこちらのほうから、届出をしていただくように勧奨いたします。それでも届け出いただけない場合は、これは粘り強くこちらのほうからお願いしていくしかないと思います。

○松蘭会長 ありがとうございます。

これはホームレスの自立支援の計画ですが、無料低額宿泊所の問題というのは、ホームレスになることを抑止している施設という位置づけでここに入っていると考えてよろしいですか。

○事務局（南室長） その点とあわせて、ホームレスだった人を無料低額宿泊所に入所させて、そこから自立をさせると、そちらのほうが第一義的だと思います。

○松蘭会長 そうすると、それがこの何年間の中に、実際のホームレスは36人プラス幾らかいらっしゃいますが、まだ自立できていない2,000人近くの方がいらっしゃるのが現実であって、そのほとんどの方が結構高齢で、生活保護受給者という状態にあるということです。そして、もっと高齢になり、しかも、何年以上というデータがありました。無料低額宿泊所に長くいらっしゃる方が多くて、可能性として考えられるのは、もっと健康状況が悪くなっていくことや新たな障害をお持ちなるかもしれないということが予想されるのではないかと思います。

○事務局（南室長） 確かに、今、会長からご説明があったように、施設の高齢化は大分進んでおります。高齢化が進んできますと、身体が弱ってきて介護状態に至ることもありますので、そのような場合は、ケースワーカー、施設、ケアマネージャー等で連携し、次のステップの施設へ移行するように市としても指導していきたいと思っております。

○入江委員 非常に大事なところに話がいきますが、ホームレスというのは生活保護にはかかわらない部分もありますが、その方たちが病気をして動けなくなって、介護で済んでいる分はまだ施設で何とかありますが、病気になって点滴が必要だとなったときに、受け皿が非常に少なく、現状では困っております。

森山委員にも聞いておいていただきたいのですが、公的病院や大きい病院は平均在院日数というものに縛られて、全入院患者の平均が2週間を超えないようにという基準がありますので、こういう患者さんは、一旦治療すると、出場所がないから何か月も入院してしまうようになるので、入院を拒む病院が非常に多いわけです。これが今非常に問題になりまして、ホームレスだけではなくて、一般の高齢者の方も長期入院が多いのですが、特に今話題になっている対象の方々は、ある程度よくなっても返す場所がなくなってしまうので、どうしたらいいのかというのが私たちの悩みになっているので、森山委員のお力でぜひそれを改善していただきたい。

○松蘭会長 少し問題を整理しなくてはいけないのですが、多少後ろ向きではありますが、無料低額宿泊事業に関しては、届出受理を再開するという市の方針に従って、これをしながらよりよい方向にやっていくことは、委員の方々のご了承が得られるのではないかと思います。この点についてはそういうことでよろしいでしょうか。

もう1つ、どんどん入っておりますので、第2次実施計画の考え方や推進する取り組みの中で、相談支援員に対すること、ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある人に対する相談援助体制や実際に今ホームレス状態にある方に対する相談援助体制に関する取り組みについてご意見を伺えればと思います。神山委員、お願いします。

○神山委員 生活困窮者自立支援事業は市内2か所で既に始まっていると思いますが、私が所属している法人でもこの事業を受託してやっておりますが、相談を受ける者の苦勞や労力は非常に大きいものがあります。というのは、先ほどお話があったとおりで、相談に来てくださと言ってもなかなか来ない、こちらから出向かないといけない。相談に出向いて行って、その先一緒にハローワークに行きましょうと、そのようなところにずっとついていく、いわゆる「伴走型支援」とよく言いますけれども、そういうふうにしていかなければいけない。

今、千葉市内で2か所というふうになっておりますが、足りるのかなというのが正直なところあります。この計画の中で、これだけ位置づけをして、文言として出てくるといことは、それなりに期待をしているところがあると思います。できれば、増設ということも今後していく必要はあると思いますが、今の時点で計画や予定ということはあるでしょうか。

○事務局（市原課長） 生活困窮者自立支援事業につきましては、千葉市のほうでは、モデル事業の期間というのが全国的に設けられていまして、平成25年12月から今年の3月まで千葉市もやってきましたが、そのときも現状の体制でやってきました。その

ような実績も含め、市の全体的な計画の中では、3か所ぐらいは必要になってくるという計画もございます。私どもも、こういった場所がありますよという周知を、あらゆる機会を捉えて、ご紹介をさせていただいております。そういう中で、相談件数等も増えてきておまして、今後もまた更に増える見込みもございます。そういった状況も踏まえながら、箇所数をすぐにとということが難しいのであれば、相談支援員を増やすといった方向も考えながら、検討していきたいと思っております。

○土屋副会長 立場を踏まえ、あまり聞いてしまうとまずいのですが、先ほど入江委員もおっしゃっていましたが、「シェルターの活用の検討」というのは拡充としています。自立相談事業の中でも、今日の寝場所がない等いろいろな人を受けておりますが、今、我々の受託事業の中で、シェルター等のその方を泊めてあげられる場所というのは実はありません。

例えば、市営住宅でも古くなってしまっていて使えない住宅というのが実際にはたくさんあるので、そういうところをリフォームする等あまりお金をかけない範囲で使えるとか、その辺を再三建築のほうには声を出しているが、なかなかこっちを向いてくれない。また、そちらのほうからもいろいろな面で検討・アプローチをお願いします。

○事務局（市原課長） ありがとうございます。私どもも、現計画の中で市営住宅の活用ということでいろいろ考えてきましたが、建築部門の法律の問題や制度の問題等もあるようです。ただ、今も、例えば火事で焼け出されてしまって緊急一時的に入らなければいけないというような状況では、市営住宅が活用されている部分はございますので、ホームレス又は生活困窮者につきましても、そのような一時的な活用ができないかということは今後の検討課題ではないかと思っております。

○松菌会長 どうぞ。

○岡本委員 岡本でございます。第2次実施計画は1番から9番まで書かれておりますが、どれを見ても非常に大事なものであって、実施ができれば一番いいと思っております。その中で、ホームレスの方が自立しなければ、なかなか解決していかない問題だろうと思っております。先程、神山委員から話があったように、自立するまで、紹介というだけではなくて、そこに一緒に付き添ってやらなければなかなかできないというお話もあります。

それから、土屋委員から「中間就労」というお話がございましたけれども、一気にそこまでなかなかいかないと私も思っています。そうしますと、その過程をどのように埋めていくのかということは、自立を助けるための仕事になるのではないかと。例えば、今いる36人という方たちが、どのような形で自立に向けて進んでいるのかというような実態を見たい。今のところは、Aさんがこうなっていたというような過程はちょっと見えないですが、自立へ向けたサポートをしてこうなったというような報告や経過をぜひお願いしたいと思っております。

特に、ここに1番から9番まであり、平成28年度から平成32年度まで計画がありますが、これを羅列的にというよりは年度ごとに重点化して進めていくという方向ができませんでしょうか。どれをとっても大事なことですが、本年度はここに視点を当ててみたいというようなお気持ちがあるかどうかということも、皆様の意見を聞きまして、そのような感想を持たせていただきました。以上です。

○事務局（市原課長） ありがとうございます。自立した事例というようなお話で、先ほど来、無料低額宿泊所のお話が出ていましたが、平成23年度から平成27年度の間で巡回相談員の働きかけ等もございまして、民間のアパート等に移った方が45名おります。そのうち、無料低額宿泊所も4名程度いるという状況もございます。あとは、養護老人ホームに入られた方や民間の方が独自におやりになっている小規模なシェルターがありまして、そのシェルターに入って、そこから生活保護を受けながら、アパート暮らしができるようになったという事例もございます。

○岡本委員 事例はよくわかりますが、こういうことがあるからやってくださいと投げただけでは、自立への道を歩むということは非常に難しい。その過程に、いろいろな人の手助けがあってそこに行くと思います。先程、社協のほうからもこういうことをしているというようなことがあって、いろいろな人が関わった中で1つの自立の方向へ向かっていく。そういう自立に向かっていく過程にどういう方が立ち会っていったのか、そういうこともぜひ教えていただければと思います。今でなくても結構です。

○高野委員 自立ということで、就労に向けての対策もとられていると思います。これについて、先日、市のほうで福祉事業所を対象に説明会をやりました。そのときに、試行的に事業を行っている事業者の方が、実際やってみてどうだったのかという感想を述べたそうです。我々の職員が出ていて、私は直接聞いていないのですが、一度、生活保護を受けた方はすぐやめてしまうと。どの事業所からもそういう話があがったそうです。

そうすると、生活困窮者自立支援法というのは、先程の市の方の説明では、生活保護に至る前の対策をとるといような話があったと思います。そうすると、一番有効なのは、相談支援体制をきっちり固めていけば、生活保護に至らずに就労等の道筋がつけられるのではないかなと思います。実際、障害者の分野でもどこでも相談事業というのは活発に行われていて、その中での就労移行というのでもかなりの成功率が見られていますので、相談支援体制の確立が一番大切なのかなと思います。

○事務局（市原課長） ありがとうございます。生活困窮者の枠組みの中で、ホームレスのほうも考えていくということで今年度始まっております。その中で、就労準備支援事業や就労訓練事業（中間的就労）の話も出ていましたが、そのような段階を経た中で最終的に一般就労につながっていくということも、おっしゃるとおり大事だと思いますので、そのような段階を踏まえた相談が継続して包括的にできるような形でやっていかなければいけないと思っております。

○松園会長 ありがとうございます。

その他、もうよろしいでしょうか。時間がそろそろ限られてきているのですが、大枠としては、皆様に大体ご承認いただけたと思いますが、大変困難な事業ですので、1つひとつ個別ではなく、全部が連関してやっていかないといけない案件なのかなと今さらながらに感じます。

（5）その他

○松園会長 その他ないので、少し強引ですが、議題（2）その他について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（豊田主査） 事務局から今後のスケジュールについてお知らせします。資料4をご覧ください。

今年の12月22日に第2回地域福祉専門分科会を開催予定としております。日時、場所等については、今後確定次第お知らせしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、平成28年1月中旬から2月中旬になりますが、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの後、3月上旬になりますが、結果の公表をいたします。後に、第2次実施計画を策定した上で、来年の4月に実施計画を実施いたします。

今後のスケジュールとしては以上でございます。

○松園会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質問・ご感想などありましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○松崎委員 2回目は、今日の取りまとめをやるということですか。

○松園会長 そうですね。

お気づきの点がありましたら、事務局のほうに知らせていただくことでよろしいでしょうか。

では、もう一度ご覧になったりして、お気づきの点がありましたら、どうぞ直接、事務局に委員のほうからお知らせ願えればと思います。私も、今少し見ているので、後で申し上げます。その他、何かございますか。

それでは、皆様からご意見がないようですので、本日皆様からいただいたご意見を踏まえ、事務局にて第2次実施計画の修正案を作成していただきます。ご意見をいただいた計画案は第2回地域福祉専門分科会で検討したいと思います。よろしいでしょうか。お願いいたします。

（6）閉会

○松園会長 では、本日はご協力どうもありがとうございました。

議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、第1回地域福祉専門分科会を閉会といたします。

では、ここで事務局にお返しいたします。

○事務局（豊田主査） 最後に事務局からの連絡です。

まず、会議録の取扱いです。本日の会議録は事務局が作成し、一旦委員の皆様へ確認のために配付させていただき、校正いたします。その後、会長に会議録へ署名していただき、正式な会議録となります。また、会議録は市のホームページにおいて公開することといたします。

続いて、報酬についてですが、11月下旬頃、指定の口座にお振込みさせていただきます。千葉市への登録口座を変更される場合には、11月5日（木）までに事務局へご連絡ください。

事務局からの連絡は以上でございます。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。

以上

議事録署名人

平成 年 月 日

千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 会長